令和２年８月 23 日

厚木市地域福祉計画（第５期）の施策体系図【計画の期間：令和3年度～令和5年度】

〈将来像〉　誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

基本理念	基本目標	施策の方向	主な取組（案）	達成された姿
見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり	住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち	１見守り活動の充実	○地域住民による緩やかな見守り活動の実施 ○災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する近所同士の助け合いによる支援活動の実施 ○配達業者や検針などを行う民間事業者との地域見守り協定の締結 ○協定締結事業者と関係機関との連携による迅速な対応	住民同士が、日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通じて、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができている。
		２地域における居場所づくり	○地域住民にとって身近な場所を活用した居場所づくり ○地域住民が日常的に集える居場所づくり ○ミニデイサービス、サロン及び茶話会などの開催 ○障がいがあっても気軽に参加しやすい通いの場の開催 ○生きがいや社会参加につながるサークル活動等の充実 ○得意分野を生かした地域での活動の場や機会の創出 ○「新しい生活様式」を取り入れた取組の実施	地域の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。
		３地域で支え合う人づくり	○地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進 ○認知症サポーターの養成 ○子育てアドバイザーの養成 ○地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターの充実 ○地域包括支援センターの充実強化 ○障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実強化	「支え手」と「受け手」が固定されない、誰もが役割がある地域づくりが展開されている。
	互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち	４老いること・障がいがあることに対する理解の促進	○障がい者支援のための「ヘルプカード」の配布 ○障がいを理解するためのガイドブックの配布 ○認知症ケアパスの配布 ○車椅子や加齢に伴う身体機能の低下を体験することができる福祉体験教室の実施 ○認知症サポーターの更なる養成 ○高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設などでの地域交流事業の実施 ○地域における世代間交流事業の実施	老いること、認知症であること、障がいがあることに対する理解が深まり、お互いを尊重し合える関係ができている。
		５権利擁護の促進	○権利擁護支援センターの機能充実 ○権利擁護支援センターを中心とした地域連携ネットワークの推進 ○地域住民への周知啓発 ○地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの連携強化 ○高齢者、障がい者虐待防止ネットワークの推進 ○成年後見制度市長申立や成年後見制度利用支援事業などの実施 ○市民後見人の育成・支援 ○法人後見受任体制の構築 ○要保護児童対策地域協議会における児童虐待防止の取組 ○虐待防止へ向けた啓発活動の充実	全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができている。
		６一人にさせない社会参加できる地域づくり	○自立に向けた相談支援の実施 ○ニーズに合った就労準備支援の実施 ○生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援の実施 ○公園・道路・歩道などのバリアフリーの促進 ○移動交通手段の利便性向上 ○買い物支援の充実 再犯防止推進計画 ○地域社会で安定した生活を送るための就労や住居確保の支援 ○支援が必要な人に対する福祉・保健医療サービスの利用促進 ○「社会を明るくする運動」などを通じた広報・啓発活動による地域住民の理解促進	関係機関が相互に連携・協働して支援することにより、一人にさせない地域づくりができ、安心・安全・快適に暮らすことができている。
		７包括的な相談支援体制の充実	○民生委員・児童委員等による地域の福祉ニーズの把握と福祉サービスにつなげる活動の活性化 ○地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターによる総合的な相談支援の充実 ○地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築 ○地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の整備 ○在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保 ○在宅医療・介護関係者の連携強化 ○認知症予防・介護予防の指導者・団体の育成 ○在宅や施設での看取りの推進	医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、安心・安全・快適に生活できる相談支援体制が整っている。